

空き家に関する

Q & A



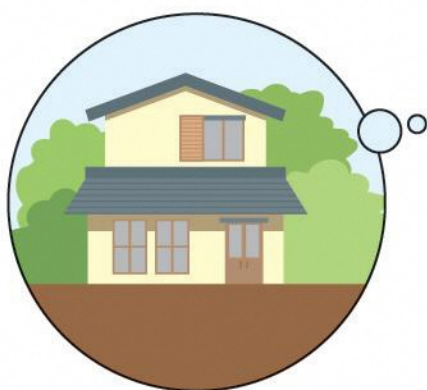
Q

空き家を管理することになったのですが…

A

- 建物は適正に管理しないと傷んでしまいます。不適切な管理のために他人に被害を与えた場合などは、所有者・管理者の責任が問われることがあります。
- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、事前に適切な管理を行いましょう。
- 庭木の剪定など、自分で管理することが難しいときは地元の造園業者などに依頼する方法もあります。

参考ページ…P2・P3



難しい作業は
専門業者に
依頼する方法も

Q

不動産を登記したいのですが…

A

- 不動産の所有者が亡くなった後も所有権の移転登記が行われていないと、様々なトラブルの原因となりますので、適正に登記を行いましょう。
- 共有名義で相続した場合、その後の意見がまとまらず建物を活用できない可能性があります。相続の際には不動産の管理者が誰なのかを明確にしておきましょう。
- 令和6年4月以降、相続登記は義務となりましたので、相続した不動産がある場合は、すみやかに登記の手続きをしてください。

参考ページ…P6～P13

空き家
空き地

の

除草

庭木の剪定

小澤造園緑化

にお任せください!!

☎048-556-0296 ☎080-9214-1321

〒361-0023
行田市長野1-8-32



Q

賃貸・売却など空き家を活用したいのですが…

A

- 地域のために空き家を活用する場合には、修復費用の一部に「行田市空き家活用補助金」を利用することができます。
- 空き家を賃貸・売却するには「空き家等バンク」を活用する方法があります。
- 「空き家等バンク」とは、行田市が空き家の賃貸・売却を希望する人から申込を受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。

参考ページ…P14・P15・P18 ▮▮



改修

賃貸

売却



Q

空き家を解体したいのですが…

A

- 空き家を解体することで固定資産税の住宅用地特例が解除され税額が高くなるなどの負担がありますが、解体後は維持費用や管理の負担が減る、売却しやすくなる、また現金化することで遺産分割しやすくなるなどのメリットもあります。
- 老朽空き家の解体には市からの補助金を利用できます。

参考ページ…P16・P17 ▮▮



解体

売却

再利用



小さな工事から大きな工事まで、つねに

建物解体
遺品整理

建物総合解体
株式会社 **吉野組**

埼玉県知事許可(般-6)第72400号／とび・土工事業、解体工事業／産業廃棄物収集運搬業許可(埼玉県・群馬県・栃木県・東京都)

丁寧 安心 誠実に

樹木伐採／草刈り／不用品処分・買取り
産業廃棄物収集運搬／ゴミ撤去処理

お問い合わせ ☎ **048-598-3311**

〒360-0801 熊谷市中奈良970-5
<http://www.yoshinogumi.co.jp>